

HPV ワクチン キャッチアップ接種のお知らせ

平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方で、積極的な勧奨の差し控え期間に任意接種(有料)で HPV ワクチンを接種された方は 2 ページ をご覧ください。

HPV ワクチンキャッチアップ接種について

この説明書とパンフレット(厚生労働省作成)を必ずお読みください。

HPV ワクチンの効果とリスク、ワクチンの安全性等についてご理解されたうえで接種を受けてください。

接種の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間
(この期間を過ぎると任意接種になります)



接種費用

無料 (全額無料) ※規定の回数(下記)を超えて接種した分は有料(任意接種)になります。必ず接種履歴を確認してください。

接種できる場所

別紙「子宮頸がん予防ワクチン接種委託医療機関」で接種できます。医療機関に予約をしてお出かけください。(最新の情報は米子市ホームページをご確認ください)

接種する回数

3回(合計3回接種しますので、1回接種したことがある方は残り2回、2回接種したことがある方は残り1回受けることができます)

※接種するワクチンの種類とスケジュールにつきましては、同封のパンフレットをご確認ください。

当日の持ち物

- ① 接種履歴のわかるもの (母子健康手帳、接種済証等)
- ② 予診票：2回目以降の予診票は健康対策課か委託医療機関でお受け取りください。
その際は 必ず、母子健康手帳または接種済証をお持ちください。
- ③ 接種履歴を記載するもの (母子健康手帳、無ければ HPV ワクチン予防接種済証の用紙)
- ④ 本人証明の出来るもの (健康保険証等)

過去に1回または2回の接種歴がある場合

- 過去に HPV ワクチンの接種歴があり、長期にわたり接種を中断していた場合でも、接種間隔にかかわらず今回のキャッチアップ接種の対象となります。その際、接種を初回からやり直すことなく、残りの回数の接種(2、3回目または3回目)を行います。
- すでに1回目または2回目の接種を終えられている方は、**過去に接種歴のあるワクチンと同一種類のワクチンを使用**してください。(片方を接種後にもう片方のワクチンを接種する場合の安全性・有効性などに関するデータが限定的であるため)

過去に接種したワクチンの種類が分からない場合

- キャッチアップ接種において、過去に接種したワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と十分に相談した上で、接種するワクチンを選択してください。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、種類の違うワクチンを接種することに関する安全性、免疫原性及び有効性についても医師から十分に説明を受け、理解されたうえで接種を受けてください。
- 定期接種として実施された分の接種履歴は住民票のある自治体に残っている可能性があります。接種された時期に住民票のあった自治体に、一度お問い合わせください。

過去に任意接種(有料)を受けられた方へ

HPV ワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の機会を逃した**平成9年4月2日から平成17年4月1日**までの間に生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎて HPV ワクチンの任意接種を自費で受けた方がおられます。その方々に対して、費用の一部助成(償還払い)を現在検討しております。

詳細が決まり次第、市ホームページ等で周知いたします。
(令和4年秋頃予定)

県外での接種を希望される場合

災害等のため避難しているなどのやむを得ない事情によって県外で接種しなければならない場合は**事前にお手続きいただき、「予防接種実施依頼書」を発行すると県外での接種も可能**となります。

手続きを希望される方が多い場合はお問い合わせいただいてから「予防接種実施依頼書」を発行まで2〜3週間程度かかることがあります。接種日までに「予防接種実施依頼書」が手元に届くようお早めに必要書類をご提出ください。

詳細につきましては市ホームページに掲載予定しております。(実施依頼書発行願等の書類は健康対策課の窓口でお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。)

「予防接種実施依頼書」を発行せず、県外でワクチンを接種した場合は任意接種(自費)となり、万が一健康被害を受けた場合は予防接種法に基づく健康被害救済制度の対象となりませんのでご注意ください。

母子健康手帳を紛失された方へ

母子健康手帳を紛失されて、接種履歴が分からない場合、**米子市に住民票がある間に受けた定期接種に限り**、申請していただくと、「予防接種実施証明書」の発行が可能です。一度、ご連絡ください。

転入された方の、米子市に住民票がない間に受けた定期接種の履歴につきましては、過去に住民票のあった自治体にお問い合わせいただき、接種履歴の証明書や接種済証等を発行してもらってください。

予防接種健康被害救済制度があります

予防接種では健康被害(病気になったり障がいが残ったりすること)が起こることがあります。極めてまれではあるものの、無くすことは出来ないことから、救済制度が設けられています。申請に必要な手続きなどは、健康対策課にご相談ください。

20歳以上の方は子宮頸がん検診を受けましょう

HPV ワクチンは、HPV(ヒトパピローマウイルス)の感染を予防します。ただし、ワクチンでは防げない HPV 感染もあるため、子宮頸がん検診を定期的に受診することが大切です。

米子市では毎年7月から翌年の1月末まで子宮頸がん検診を受けることができます。20歳以上の女性の方には毎年6月末に受診券をお送りしておりますのでご確認いただき、受診をご検討ください。



お問い合わせ先

米子市健康対策課

〒683-0811 米子市錦町1丁目139-3

電話：0859-23-5452 Fax：0859-23-5460